

健保の被扶養者・再確認書類は、6月中旬までに労保年更書類と一緒に回収します。(関与先) 当事務所では、毎週金曜日の朝9時～10時にミーティングを行います。ご協力をお願い致します。



「銀行から融資を受けようとしたら、8年

前のオートローン返済残が信用情報機関へ登録されたままになっていて「貸付ができない」と言われた。

近くの弁護士に手数料10万円を払ってローン会社に

8年経っても督促が…内容証明郵便で時効の援用!

返済不要の文書を送って貰ったが、当時の公正証書の北°-を送ってきて督促をされた。弁護士に相談したら「17万円別に必要」との事。どうすれば?」と県北の塗装業A氏から相談

がありました。ローンは商行為に当たり、貸し手の債権は5年で消滅時効に掛かります。国民生活センターによると債権回収会社等から7～10年前の借入金の請求書が送られる事が増えている、といえます。こうした場合「時効の援用」で債務がない事を主張できます。さっそ

く内容証明郵便で「最終支払日から8年経過し時効。信用情報機関への登録は削除するように」との意思表示を行いました。金銭感覚が麻痺したかのような弁護士の話にもモロの問題を感じます。



「創業をお考えの方に朗報です!!国の創業補助

金のご案内。最大200万円、500万円、700万円の3つのタイプ。補助率は3分の2。第1次締切は6/7、第2次締切は6/28…」との広告が先

日の新聞に出ました。受付・問い合わせ先の商工

地域需要↑の新補助金の受付! 創業を支援! 新補助金始まる!

会連合会に聞いてみると、「今回は2回目の公募で、1回目は3月下旬だったが、経産省から通知が届いたのは1回目の公募期間開始後で広報も出来ず、応募者は0。新聞広告も今回が初めて。是非6/2～

6/6の説明会に来て欲しい…」との話です。①補助対象は(1)地域の需要や雇用を支える事業を興す起業・創業を行う者(2)中小事業者の後継者(親族でなくても可)が業態転換や新事業・

新分野に進出する者等 ②補助内容は、人件費・店舗等の賃借料・設備費・広報費等で150万円以上かかる時に、その2/3が補助されます。全国で200億円の予算で県内は80件約2億円の予定との事です。



産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書等の提出期限は、6月30日です。お忘れなく! ★「西馬弁護士の法律うまい話!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★